

群馬県環境基本計画 2021-2030

計画概要編 / 行動計画編

～みんなのできる取組～



群馬県ではこれまで、3次にわたる環境基本計画を策定し、環境行政に取り組んできました。近年、新型コロナウイルスの感染拡大やこれに伴うデジタル化をはじめとするニューノーマル（新常態）への転換、再生可能エネルギーの主力電源化に向けた取組など、社会経済情勢は大きく変化しました。

こうした変化に対応し、「ぐんま5つのゼロ宣言」の実現に向けた新たな環境行政を展開していくため、2021（令和3）年度からの10年間を計画期間とする「群馬県環境基本計画2021-2030」をスタートさせました。

この新しい計画を県民・事業者の皆様にご覧いただくため、普及版として“計画概要編”を作成しました。

また、あわせて、環境への負荷が少ない生活を実践していくための指針として“行動計画編”を新たに策定しました。県民の皆様のご活動の拠り所として、ご活用いただければ幸いです。

2021年 群馬県

2040年に向けた群馬県の環境の将来像

これからの時代は、これまでのような生活環境や自然環境との調和を図りながら社会経済活動を行う社会から、人々が能動的に環境に働きかけ、より質の高い環境を創造していく持続可能な社会へ移行していかなければなりません。

豊かで持続的に発展する環境県ぐんま

「豊かで持続的に発展する環境県ぐんま」とは、県民生活の水準や利便性、豊かな自然環境がもたらす潤い等は向上させながら、本県の風土や地域に根ざした環境がもたらす人の交流や相互の支え合い、資源・エネルギー等の循環等を基盤とし、地域で生まれ、育ち、地域で安心して暮らし続けられる持続可能な社会づくりに取り組むことと定義しました。

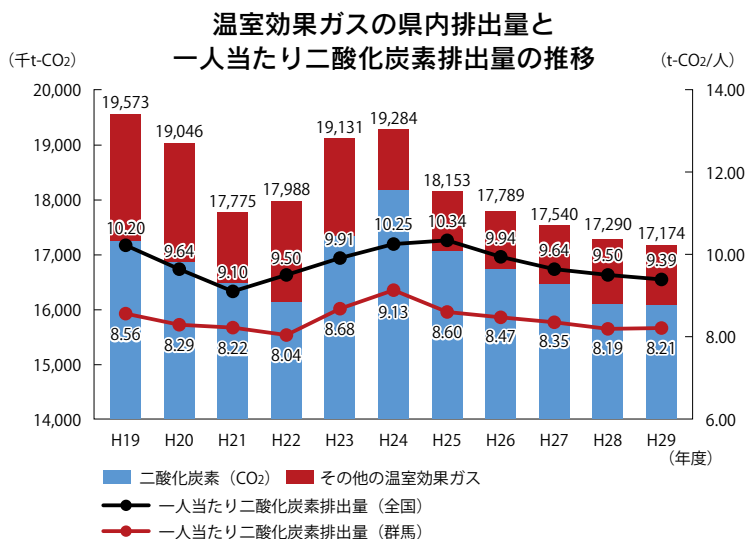
本計画では、その実現を目指します。

環境行政の動き（2016-2019）と群馬県の環境の現状

年度	群馬県の取組	国等の動き
2016	「群馬県一般廃棄物処理広域化マスタープラン」策定 「群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」策定 「第8期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定 「群馬県災害廃棄物処理計画」策定 「生物多様性ぐんま戦略」策定	「パリ協定」発効 「地球温暖化対策推進法」改正 「地球温暖化対策計画」策定
2017	「ぐんまちゃんのこども環境白書」作成 「ぐんまちゃんのごみBOOK」作成 「群馬県交通まちづくり戦略」策定	地域適応コンソーシアム事業実施（3か年計画）
2018	気候変動による高山・亜高山生態系への影響調査実施（2か年計画）	「気候変動適応法」施行 「第五次環境基本計画」策定 「第五次エネルギー基本計画」策定 「第四次循環型社会形成推進基本計画」策定 「新・尾瀬ビジョン」策定
2019	2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」 「群馬・気象災害非常事態宣言」 「全力疾走 366プラン」策定 「ぐんまSDGsイニシアティブ」発信 「第二次群馬県循環型社会づくり推進計画」変更 「第9期群馬県容器包装廃棄物分別収集促進計画」策定	「プラスチック資源循環戦略」策定 「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」策定 大阪首脳宣言（「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」共有） 「食品ロスの削減の推進に関する法律」施行

温室効果ガス

2017（平成29）年度の県内の温室効果ガス排出量は17,174千t-CO₂であり、「群馬県地球温暖化対策実行計画2011-2020」の基準年度（2007（平成19）年度）に比べ12.3%減少し、近年は緩やかな減少傾向にあります。

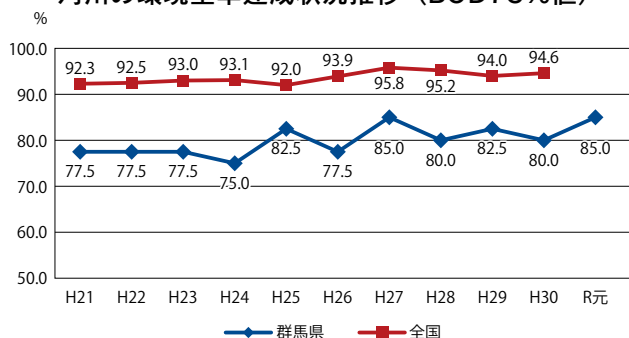


水質

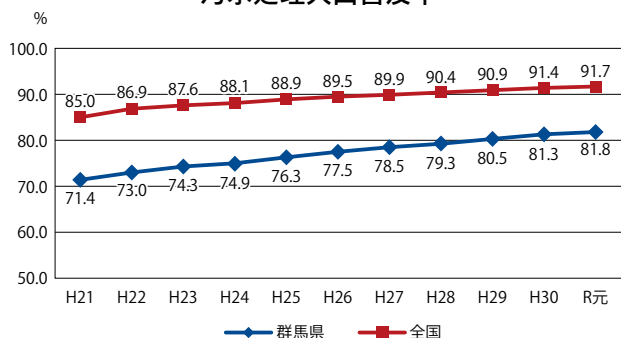
2019（令和元）年度の河川のBOD環境基準達成率は85.0%で、2009（平成21）年度以降、わずかに改善傾向が見られます。

同じく汚水処理人口普及率は81.8%で、上昇傾向にあります。全国平均91.7%を大きく下回っています。

河川の環境基準達成状況推移 (BOD75%値)



汚水処理人口普及率

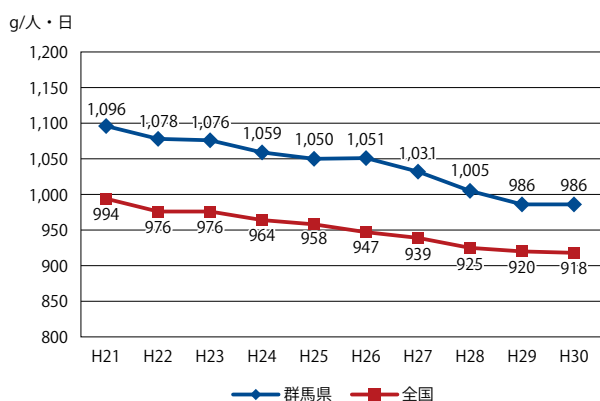


廃棄物

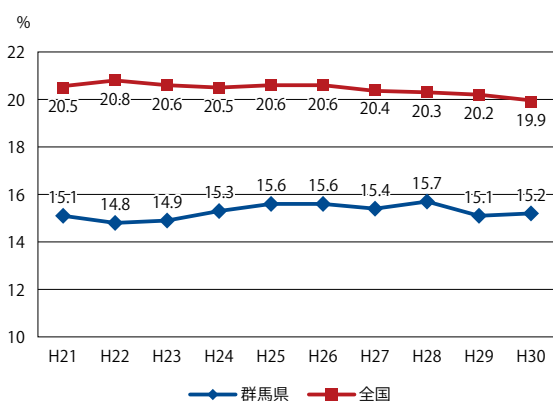
県民一人一日当たりのごみの排出量は減少傾向にあります。2018（平成30）年度の全国平均と比べると依然として多く（全国で11番目に多く）なっています。

同じくリサイクル率は15.2%で、ほぼ横ばいで推移しています。全国平均に比べると5ポイント低く、全国で9番目に低くなっています。

一人一日当たりのごみ排出量の推移



リサイクル率の推移



I 計画概要編

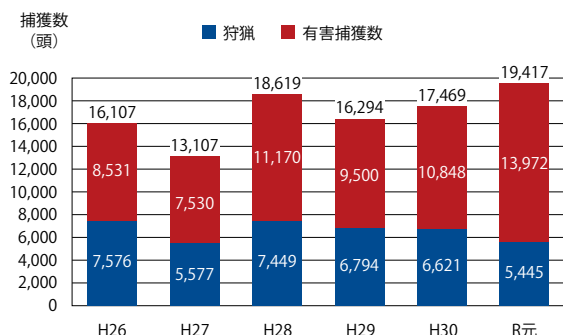
野生鳥獣

2019（令和元）年度の野生鳥獣（シカ、イノシシ、サル、クマ、カモシカ）の捕獲数は19,417頭で、年々増加傾向にあります。

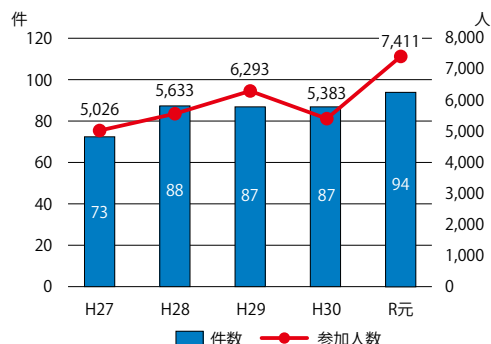
環境学習

移動環境学習車「エコムーブ号」を活用し、実験や体験活動を交えて環境について学ぶ「動く環境教室」には、2019（令和元）年度、94件、7,411人の児童生徒が参加しました。件数は、ほぼ横ばいで推移しています。

主な野生鳥獣の捕獲数の推移
（シカ、イノシシ、サル、クマ、カモシカ）



動く環境教室の開催状況



計画の進行管理

①施策や事業への取組

施策や事業の実施状況については、効果的な環境保全施策の推進を図ることを目的に、環境マネジメントシステムなどの手法を活用して、PDCAサイクル（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：見直し）により、毎年点検・評価します。

②環境指標による点検・評価

施策の実施状況等を数値で表すことのできる主要な項目を計画目標として設定し、これらの推移を見ることによって、実施した施策の効果を間接的に把握します。

③環境審議会での点検・評価

環境の観点から専門的かつ客観的な点検・評価を行うため、環境審議会に報告します。

④環境白書等による公表

計画目標の達成状況や事業の実施状況について、点検・評価し、その結果を環境白書等で公表します。

コラム

群馬県では、災害に強く、持続可能な社会を構築するとともに、県民の幸福度を向上させるため、2019年12月、山本知事が小泉環境大臣と面会し、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ』」を宣言しました。

また、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』実現プラン」に基づいて、施策と構想を同時に推進するとともに、国や市町村、県民や事業者の皆さんとも連携して、『5つのゼロ』の実現に向けてトップギアで取り組んでいます。

2050年に向けた「ぐんま5つのゼロ宣言」

- 宣言1 自然災害による死者「ゼロ」
- 宣言2 温室効果ガス排出量「ゼロ」
- 宣言3 災害時の停電「ゼロ」
- 宣言4 プラスチックごみ「ゼロ」
- 宣言5 食品ロス「ゼロ」



施策展開

I 地球温暖化対策の推進



1 脱炭素社会の実現に向けて

- 温室効果ガスの計画的排出削減
- 省エネルギー対策の促進
- 自動車交通対策の推進
- 県民や民間団体の環境活動の促進

- 「群馬県地球温暖化防止条例」に基づき、環境マネジメントシステムの普及・定着を図ります。
- 省エネ・節電意識と行動の定着を図るとともに、省エネルギー性能の高い住宅を普及促進します。
- 電動自動車等の普及・推進を図るとともに、スマートムーブ*¹の普及・定着を図ります。
- 運輸部門における温室効果ガスの排出量を削減するため、市町村・交通事業者等と連携して県民の交通行動を変えていく取組を推進します。
- 自転車の活用による環境への負荷の低減を図るため、自転車道、自転車専用通行帯、矢羽根型路面標示による自転車通行空間の整備を推進します。

2 気候変動適応策の推進

- 気候変動の影響に対する適応策の推進

- 本県の実情に即した気候変動適応計画を策定し、7つの分野（農林水産、水環境・水資源、自然生態系、自然災害、健康、産業・経済、生活）ごとの適応策と、これまでの影響評価の将来の影響等を示します。

3 再生可能エネルギーの導入促進・地産地消

- 地域における自立分散型電源の普及推進
- 太陽光発電の導入促進
- 水力発電の導入促進
- 木質バイオマス等の利用推進
- 再生可能エネルギー導入促進のための技術支援



- 本県の恵まれた再生可能エネルギー資源を活用して、太陽光発電、水力発電、木質バイオマス発電等の導入を重点的に促進します。

4 水素利用の普及促進

- 水素の利用促進

- 太陽光発電の余剰電力による水素製造・貯蔵・運搬など、水素の利活用について検討を進めます。

5 二酸化炭素吸収源対策

- 森林等の整備・保全

- 公的森林整備により、公益的機能が高度に発揮される森林の維持・造成を図ります。

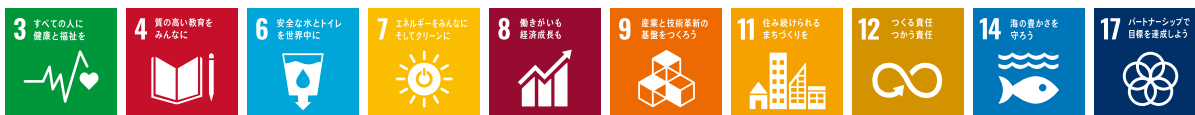
I 計画概要編

6 フロン類排出抑制対策

└ フロン類*²排出抑制対策の推進

○フロン類使用機器からの使用中の漏えい防止、廃棄時の回収・破壊を進めます。

II 持続可能な循環型社会づくり



1 5Rの推進

- 5R*³ (3R+Refuse+Respect) の普及啓発、県民運動等の推進
- 廃棄物の発生抑制、資源循環の推進に向けた市町村との連携
- 生ごみ、紙・布類のごみ等の減量・リサイクル
- リサイクル関連産業の振興
- バイオマス*⁴の活用推進
- プラスチックごみの削減
- 食品ロス削減



- イベント等でのリユース食器の利用、レジ袋の削減を含む容器包装の簡素化など、ごみの発生を抑えるための取組を支援します。
- 市町村が実施する廃棄物の発生抑制、循環資源の回収を支援します。
- 生ごみ減量に効果がある食べきり、使いきり、水きりの「3きり運動」などの普及・啓発に努めます。
- 循環資源*⁵の再生利用は、天然資源の保全や温室効果ガスの排出削減にも寄与するため、再生製品の利用を促進します。
- 地域におけるバイオマスの活用を促進するため、バイオマスの供給者、製品等の製造者、利用者などの関係者が連携し、効率的かつ経済的な地域循環型システムを構築します。
- ワンウェイプラスチックから再生プラスチックや代替プラスチックへの転換を促進するとともに、プラスチックのライフサイクル全体を通じた資源循環を構築します。
- 食品ロス「ゼロ」の実現に向け、MOTTAINAI運動の実践を通して、県民及び事業者に食べ物を無駄にしない行動を定着させるとともに、県内全ての地域にフードバンクが設置され、支援を必要とする人に食品を届ける活動を定着させます。

2 廃棄物等の適正処理の推進

- 一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化
- 産業廃棄物の適正処理の推進と処理施設の確保
- 有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進
- 不適正処理対策の強化
- 土砂埋立ての適正化推進

- 一般廃棄物の処理主体である市町村に技術的支援や市町村間の連携・調整を行い、一般廃棄物処理の広域化を推進します。
- 県内で発生する産業廃棄物を県内で処理できるよう、必要な処理施設の設置を促進します。
- PCB廃棄物や水銀廃棄物の処理について、事業者等の関係者に対して十分な啓発を行うとともに、必要に応じて立入検査や各種調査を通じて、法令に則した安全かつ確実な処理を推進します。
- 不適正処理事案の未然防止・早期発見・早期解決のため、監視指導体制を強化・拡充します。
- 適正な土砂埋立てがなされるよう、徹底した監視指導を行います。

3 災害廃棄物処理体制の強化

- 広域的な災害廃棄物処理体制の強化
- 廃棄物処理施設の強靱化の促進

- 県内の全市町村が災害廃棄物処理計画を策定するとともに、広域的な連携体制を構築するなど、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理を行うため、平時からの備えを行います。
- 市町村等の廃棄物処理施設の基幹改良や更新時に合わせ、計画的に廃棄物処理施設の強靱化等が行えるよう支援します。

4 持続可能な社会を支える人づくり

- 環境学習の推進
- 環境情報の提供と共有化

- 「環境サポートセンター」において、学校や地域における環境学習を総合的に支援します。
- 地域の環境学習・環境活動を自ら主体的に実践できる人材を育成します。
- 県民が主体的に活動できるよう、環境教育や環境学習を行う上で参考となる情報を提供します。

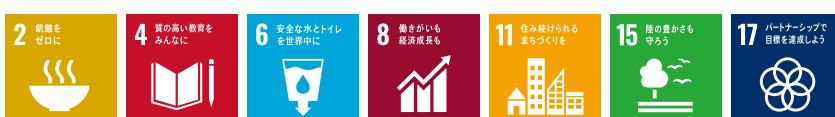


5 多様な主体との連携・パートナーシップの強化、自主的取組の拡大

- 県民・民間団体の取組への支援
- 事業者の取組の促進
- 行政が行う自主的取組

- 各主体が環境問題への取組を自らの問題として捉え、自発的に行動を起こせるような場の提供や機会づくりを行います。
- 企業等と地域・学校との連携・協働を行うため、それぞれの活動について情報を発信、共有する場を整備します。
- 県自らが事業者として、事務・事業に伴う環境負荷の低減に取り組みます。

III 自然との共生と森林（もり）づくり



1 生物多様性の保全

- 生物多様性の保全

- 生物多様性の恵みやその重要性を再認識するとともに、行動につなげるためのきっかけづくりを推進します。

2 生態系に応じた自然環境の保全と再生

- 多様な生態系の保全
- 水辺空間の保全・再生
- 尾瀬の保全



- 野生動植物の生息・生育状況等のモニタリング調査を実施するとともに、県レッドデータブック*⁶改訂版に掲載した種の絶滅リスクの要因等を周知し、希少野生動植物の保護に努めます。
- 尾瀬本来の貴重な生態系を維持するため、適正な利用による新たな荒廃の防止や植生回復に取り組むとともに、ニホンジカ対策の強化等により野生動物との軋轢の低減を図ります。

I 計画概要編

3 野生鳥獣対策と外来生物対策への取組

- 野生鳥獣対策の推進
- 外来生物対策の推進

- 「群馬県鳥獣被害対策本部」を中心に、全体的な体制で被害対策を推進します。
- 適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）に基づき、「捕る」対策を強化するとともに、「守る」「知る」対策を一体的に推進します。
- 外来生物*7対策として、コクチバスの駆除やクビアカツヤカミキリ対策に対する支援等を継続して進めます。

4 自然とのふれあいの拡大

- ふれあいの「場」の確保
- ふれあいの「機会」の提供
- ふれあいを深めるための「人材」の育成

- 本県を代表する優れた自然風景地を保護するとともに、その適正な利用を推進するため、県立公園や自然公園等の管理及び整備に取り組みます。
- 県立森林公園等の利用を促進するため、森林インストラクターや緑のインタープリターの協力を得ながら、森林・林業の学びの場としての積極的な活用を図ります。

5 森林環境の保全

- 持続経営可能な森林づくり
- 森林を支える仕組みづくり
- 公益的機能の高い森林づくり

- 施業の集約化*8を推進するとともに、IoT*9による先進技術の導入、デジタル化・自動化による効率的な森林施業等の技術普及に努めます。
- 森林整備の担い手となる林業従事者を確保・育成し、定着化を図るため、就労希望者への働きかけや技術者の養成、労働安全衛生対策の充実、林業事業体の雇用管理の改善に取り組みます。
- 災害発生個所の早期復旧と事前防災・減災対策に向けた治山施設の整備や、治山事業による森林整備を推進します。



6 里山・平地林・里の水辺の再生

- 里山・平地林*10・里の水辺の整備

- 市町村と地域住民やNPO、ボランティア団体との協働により、地域の里山・平地林の保全を図ります。

IV 安全・安心で快適な生活環境づくり



1 水環境・地盤環境の保全、土壌汚染対策の推進

- 水質汚濁・地下水汚染の防止
- 地盤沈下の防止
- 地下水・土壌汚染対策

- 河川の水質を改善するため、生活排水対策を促進します。

- プラスチックごみ「ゼロ」に向けた取組やマイクロプラスチック対策を進めます。
- 地下水資源の管理と適正利用を推進します。

2 大気環境の保全、騒音・振動・悪臭の防止

- 大気汚染の防止
- 騒音・振動の防止
- 悪臭の防止

- 大気環境の常時監視結果のホームページでのリアルタイム公開を継続するとともに、光化学オキシダント*¹¹等の注意報を適切に発令し、県民の健康被害の防止を図ります。
- 研修会の実施、相談・助言などにより、騒音・振動・悪臭に係るほとんどの業務を行う市町村を側面から支援します。
- 県内全市町村で臭気指数による規制を行えるよう努めます。

3 有害化学物質による環境リスクの低減

- 有害化学物質対策
- 有害化学物質の適正管理の推進

- ダイオキシン類による汚染を防止するため、発生源対策、ごみ減量化・リサイクル、環境実態調査を総合的に推進します。
- 食品中に残留する有害物質について、計画的なモニタリング検査を行い、食品の安全性を確認、確保します。

4 放射性物質への対応

- 中長期的な視点での環境監視の実施
- 情報の総合化、広報の促進

- 県民の安全安心につなげるため、放射線監視の継続及び情報の提供を行います。
- 汚染状況重点調査地域解除支援等、放射性物質による影響が払拭されるよう、関係機関と連携して取り組みます。

5 快適な生活環境の創造

- 快適な環境の確保
- 文化財の保存・活用
- 地産地消*¹²の促進

- 環境美化の意識を啓発するため、「春・秋の環境美化運動」や標語コンテストを行います。
- 文化、文化財を活かしたまちづくりを推進します。
- 農産物の地産地消の取組を推進します。



数 値 目 標

施策の柱	指標	単位	現 状		目 標		
			年度	数値	年度	数値	
I 地球温暖化対策の推進	温室効果ガス排出量（排出削減量管理）	千t-CO ₂	H29	17,174	R12	10,166	
	環境GS認定等事業者数（環境GS、EA21、ISO）	事業者	H30	3,123	R12	4,700	
	市街化区域内人口密度	人/ha	R元	68.1	R11	60以上の維持	
	公共交通（鉄道・乗合バス）の利用者数	万人	H30	6,308	R11	6,308の維持	
	中高生の通学経路における自転車通行空間の整備率	%	R元	13	R11	100	
	主要渋滞箇所の対策率	%	R元	29	R11	49	
	再生可能エネルギー導入量	kWh/年	R元	56億	R12	77億	
	燃料用木質チップ・木質ペレット生産量	千m ³ /年	R元	119	R12	163	
	燃料電池自動車（FCV）普及台数	台	R元	2	R12	2,700	
	水素ステーション設置数	箇所	R元	0	R12	3	
	間伐等森林整備面積	ha/年	R元	1,990	R12	3,100	
	造林面積	ha/年	R元	136	R12	400	
	フロン類の廃棄時回収率	%	H30	39（全国）	R12	70	
	II 持続可能な循環型社会づくり	県民一人一日当たりのごみの排出量	g/人・日	H30	986	R12	805以下
県民一人一日当たりの家庭系ごみの排出量		g/人・日	H30	640	R12	404以下	
一般廃棄物の再生利用率		%	H30	15.2	R12	27以上	
一般廃棄物の最終処分量		千t	H30	70	R12	56以下	
産業廃棄物の排出量		千t	H29	3,697	R12	3,768以下	
産業廃棄物の再生利用率		%	H29	52	R12	56以上	
産業廃棄物の最終処分量		千t	H29	118	R12	85以下	
プラスチック製容器包装分別収集市町村数		市町村	R2	22	R12	35	
レジ袋辞退率		%	R2	83.5	R12	100	
フードバンクの人口カバー率		%	R2	82.2	R7	95	
食べきり協力店（飲食店、宿泊施設、食料品小売店）登録店舗数		店	R元	451	R12	1,000	
バイオマス利用率		%	H30	78	R3	78	
燃料用木質チップ・木質ペレット生産量（再掲）		千m ³ /年	R元	119	R12	163	
集約化による市町村の将来施設数		焼却施設等	施設	R元	26	R12	21
		最終処分場	施設	R元	23	R12	15
不法投棄早期解決率		%	R元	70	R12	70	
市町村土砂条例の制定数		市町村	R元	27	R12	33	
産業廃棄物相談員による立入件数		件	R元	429	R12	430	
市町村の災害廃棄物処理計画数		市町村	R元	11	R12	35	
動く環境教室受講者数		人/年	R元	7,411	R7	7,500	
環境アドバイザー登録者数		人	R元	280	R7	300	
ぐんま環境学校（エコカレッジ）修了者数		人/年	R元	22	R7	30	
森林環境教育参加者数		人/年	R元	15,853	R12	21,200	
環境教育研修講座受講者数	人/年	R元	17	R11	20		

施策の柱	指標	単位	現 状		目 標		
			年度	数値	年度	数値	
II 持続可能な循環型社会づくり	緑の少年団数	団	R2	314	R12	314	
	緑の相談件数	件	R元	304	R12	370	
	企業等と地域・学校との連携・協働の取組（事例数）	件	R元	1	R7	3	
III 自然との共生と森林（もり）づくり	良好な自然環境を有する地域学術調査区域数	地域	R元	9	R12	8	
	イワナの産卵床数	床	H30	39	R12	39	
	野生鳥獣による林業被害額	千円	R元	221,659	R12	177,327	
	野生鳥獣による農作物被害額	千円	R元	337,746	R7	176,000	
	捕獲目標頭数	ニホンジカ	頭/年	R元	9,340	R2 ∩ R6	15,000
		イノシシ	頭/年	R元	8,818	R2 ∩ R6	12,000
	クビアカツヤカミキリによる新たな樹木被害の発生本数	本	R元	2,051	R12	0	
	県立森林公園利用者数	千人	R元	431	R12	540	
	県立公園・自然公園利用者数	千人	R元	10,072	R12	10,286	
	昆虫の森、天文台の年間入場者数（2所の合計）	人	H27 ∩ H29 年度 平均	145,110	R5	148,000	
	間伐等森林整備面積（再掲）	ha/年	R元	1,990	R12	3,100	
	造林面積（再掲）	ha/年	R元	136	R12	400	
	治山事業施工面積（累計）	ha	R元	556	R12	600	
	森林ボランティア団体会員数	人	R元	4,647	R12	6,100	
	森林経営計画区域内の林道・作業道の新設延長（H23年度からの累計）	km	R元	975	R12	2,900	
IV 安全・安心で快適な生活環境づくり	公共用水域環境基準達成率（河川：BOD75%値）	%	R元	85.0	R12	90.0	
	污水处理人口普及率	%	R元	81.8	R9	91.7	
	家畜排せつ物不適正管理注意票交付農家（継続指導中）戸数	戸	H30	6	R11	0	
	畜産苦情における悪臭関連件数	件	H30	27	R11	20	
	大気への化学物質の排出量（PRTR制度による届出値）	t/年	H30	4,061	R11 実績	4,000	
	公共用水域への化学物質の排出量（PRTR制度による届出値）	t/年	H30	59	R11 実績	50	
	空間放射線量率（0.23μSv/時間未満）	%	R元	100	R12	100	
	緑化関連行事数	回	R元	61	R12	65	
	土地区画整理完了率	%	R元	82	R11	91	

みんなでできる取組

I 地球温暖化対策の推進

- 冷暖房温度の設定を控えめにします。
- 家族が一つの部屋に集まったり、公共施設等に出掛けたりして、エアコンの使用を減らします。
- 「緑のカーテン」を設置します。
- 地域の緑化を推進します。
- 電気製品を使用していないときは、電源プラグをコンセントから抜きます。
- 省エネルギー型の製品を購入・使用します。
- 住宅の新築・増改築時には、建物の省エネルギー性能を向上させます。
- バスや鉄道、自転車の利用などにより、マイカーの使用を控えます。
- 電気自動車、FCV（燃料電池自動車）など、環境にやさしい自動車を使用します。
- 自動車を運転するときは、エコドライブを実践します。
- 住宅用太陽光発電設備や蓄電池などを設置します。
- 住宅建築などで県産材の利用に努めます。



群馬県マスコットぐんまちゃん

II 持続可能な循環型社会づくり

- 買いすぎ、食事の作りすぎに注意して、ごみを出さないようにします。
- エコクッキングに努めます。
- 生ごみの水きり、堆肥化^{たいひ}を実践します。
- マイバッグやマイボトルを利用し、レジ袋やプラスチック容器の使用を減らします。
- 使い捨て商品や過剰包装商品の使用を控えます。
- リユース品やリサイクル品を積極的に購入します。
- 使い終わった食品トレーやペットボトルは、ごみではなく、リサイクル用に回収してもらいます。
- 市町村が設定する分別区分に応じたごみの分別排出を徹底します。
- 小型家電リサイクル法対象の使用済小型家電製品は、市町村の回収に出します。
- 家族で環境について話し合い、できることから行動します。
- 環境に関心を持ち、環境学習会や自然観察会に参加します。
- 環境ボランティア、森林ボランティア活動に参加します。
- 地域の一員として、地域の環境を守る活動に参加します。



III 自然との共生と森林（もり）づくり

- 地域の環境を保全する活動に参加します。
- 自然観察会などに参加します。
- ごみの持ち帰りを徹底します。
- 貴重な野生動植物の生息環境に配慮し、むやみな動植物の採取を行いません。
- 生ごみや農作物の残り物は適正に処理します。
- 野生鳥獣対策として、地域ぐるみで藪の刈り払いや電気柵の設置に取り組みます。
- 外来生物のペットは、最後まで責任を持って管理します。
- 森林ボランティア活動や森林学習会などへ参加します。
- 自分の所有する森林に関心を持ち、手入れをします。
- 身近な里地・里山の手入れをします。



IV 安全・安心で快適な生活環境づくり

- がっぺいしよりじょうかそう合併処理浄化槽を設置します。
- 浄化槽の維持管理をします。
- 下水道が整備された地域では、下水道に接続します。
- テレビ、楽器の音量やペットの鳴き声などに気をつけます。
- 使用済乾電池、蛍光灯、バッテリーなどの有害ごみの分別を徹底します。
- 洗剤、医薬品など家庭生活における化学製品を適正に使用します。
- 外出先で出たごみは持ち帰り、きちんと分別して処分します。
- 庭やベランダなどを積極的に緑化します。
- 農林産物を購入するときは、地元で収穫された旬のものを積極的に選ぶ「地産地消」を実践します。



私にできる取組

「みんなのできる取組」(P12~13)を参考に、「私にできる取組」を記入し、行動してみましょう。

I 地球温暖化対策の推進

-
-
-
-
-
-
-

II 持続可能な循環型社会づくり

-
-
-
-
-
-
-

III 自然との共生と森林（もり）づくり

-
-
-
-
-
-
-

IV 安全・安心で快適な生活環境づくり

-
-
-
-
-
-
-

用語解説

- * 1 **スマートムーブ**：移動に伴うCO₂排出の削減を目指し、CO₂排出の少ない移動にチャレンジし、エコで、便利・快適に、しかも健康にもつながるライフスタイルのことです。環境省が進める地球温暖化防止キャンペーン「チャレンジ25」の一環として推進しています。
- * 2 **フロン類**：塩素、フッ素、炭素を含んだ人工化合物で、学術的にはフルオロカーボン類といい、その化学構造によりCFC（クロロフルオロカーボン）、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）、HFC（ハイドロフルオロカーボン）等に区分されます。
- * 3 **5R**：リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）の3Rに、不要なものを買わない、受け取りを断るといったリフューズ（断る）と、物に対して敬意を払い、大切に長く使うリスペクト（敬意を表す）の2つのRを加えたもの。
- * 4 **バイオマス**：木材、海藻、生ごみ、紙、動物の死がい、ふん尿、プランクトンなどの再生可能な生物由来の有機性資源のことで、石油などの化石資源を除いたもの。バイオマスは植物が成長過程で光合成により大気中の二酸化炭素を固定して作り出した有機物に由来するため、燃焼しても実質的には大気中の二酸化炭素の増減に影響を与えません。
- * 5 **循環資源**：廃棄物のうち、有用なもの。「循環型社会形成推進基本法」（平成12年法律第110号）では循環資源については循環的な利用（再使用、再生利用、熱回収）を図るべき旨を規定しています。
- * 6 **県レッドデータブック**：県内を対象として、絶滅のおそれのある野生生物をリストアップし、その絶滅のおそれの度合い、生息・生育の状況、絶滅へ向かわせている要因や生態などについて、記述したものです。レッドデータブックの基盤となる絶滅のおそれのある野生生物種のリストをレッドリストとといいます。
- * 7 **外来生物**：人間の活動によって、本来の生息地とは異なる地域に人為的に持ち込まれた生物のことです。
- * 8 **施業の集約化**：隣接する複数の所有者の森林を取りまとめ、意欲と能力のある林業事業者等が路網整備や間伐等の森林施業を一括して実施することです。
- * 9 **IoT**：IoT（Internet of Things）は、あらゆるモノをインターネット（あるいはネットワーク）に接続する技術のことです。日本語ではモノのインターネットと訳されます。
- * 10 **平地林**：平野部及び都市近郊に所在する森林のことです。具体的には、標高300m以下で、傾斜15度未満の土地が75%以上を占める市町村にある森林と定義されています。（1981年林野庁調査）。
- * 11 **光化学オキシダント**：自動車や工場から排出された窒素酸化物や炭化水素類などが、太陽光線中の紫外線を受けて光化学反応を起こして発生する酸化性物質です。高濃度になると目やのどの粘膜を強く刺激するなどの直接的な健康被害を引き起こします。
- * 12 **地産地消**：地域で生産されたもの（農産物等）を地域で消費することです。